

暮らしの中の国民年金

障害者になったときの給付

私たちの日常生活の中で、一番多く起こるアクシデントは病気やケガではないでしょうか。国民年金制度では、こうした病気やケガによって、一定の障害の状態になったとき「障害基礎年金」が支給されます。もちろん国民年金の加入期間中でなければなりません。国民年金に加入する前、つまり20歳前に障害者になった場合であっても一定の状態にあれば、20歳になったときから障害基礎年金を受給することが出来ます。

支給を受ける条件

障害者になったとき——障害基礎年金が受給できるとはいえ、何もしないで受給できるといふ訳ではありません。受給するためには次の条件が必要となります。

- ①原則として国民年金に加入中に初診日のある病気やケガで障害の状態になったこと
- ②障害認定日に一定の障害（年金法に定める一級、二級）の状態になっていること
- ③一定の保険料納付要件を満たしていること



障害認定日

病気やケガが原因で障害者になったとはいうものの、どこまでが病気やケガであり、どこからが障害かという線はなかなか引きにくい場合があります。そこで、次のどちらかの日の状態によって、障害基礎年金が受給できるかどうかの判定基準を定めてあり、これを障害認定日といいます。

- ①病気やケガの初診日（初めて医者にかかった日）から1年6か月を経過した日
- ②病気やケガの初診日から1年6か月以内に症状が固定した日

症状が固定した日とは、それ以上治療しても効果が期待出来ないような場合をさしめています。

必要な保険料の納付期間

障害基礎年金を受給するためには、国民年金に加入していなければならないことは前でものべているが、さらに次の納付要件も満たしていないければなりません。

- ①保険料を滞納した期間が加入期間の3分の1以上ないこと
- ②初診日が昭和71年4月1日前の場合は、①の要件がなくとも、最近1年間のうちに保険料の滞納がないこと

子の加算額

障害基礎年金の受給権ができたときに、その人によって生計を維持している18歳未満の子、または、20歳未満で障害の子（1級、2級）がいるときは、表の額が年金額に加算されることになっています。

加算対象の子	加算額
1人目・2人目(1人につき)	各187,900円
3人目以降(1人につき)	各62,700円

年金額

国民年金の障害の等級は、重い障害の1級と、それより



国民年金保険料

4月から月額七、七〇〇円に